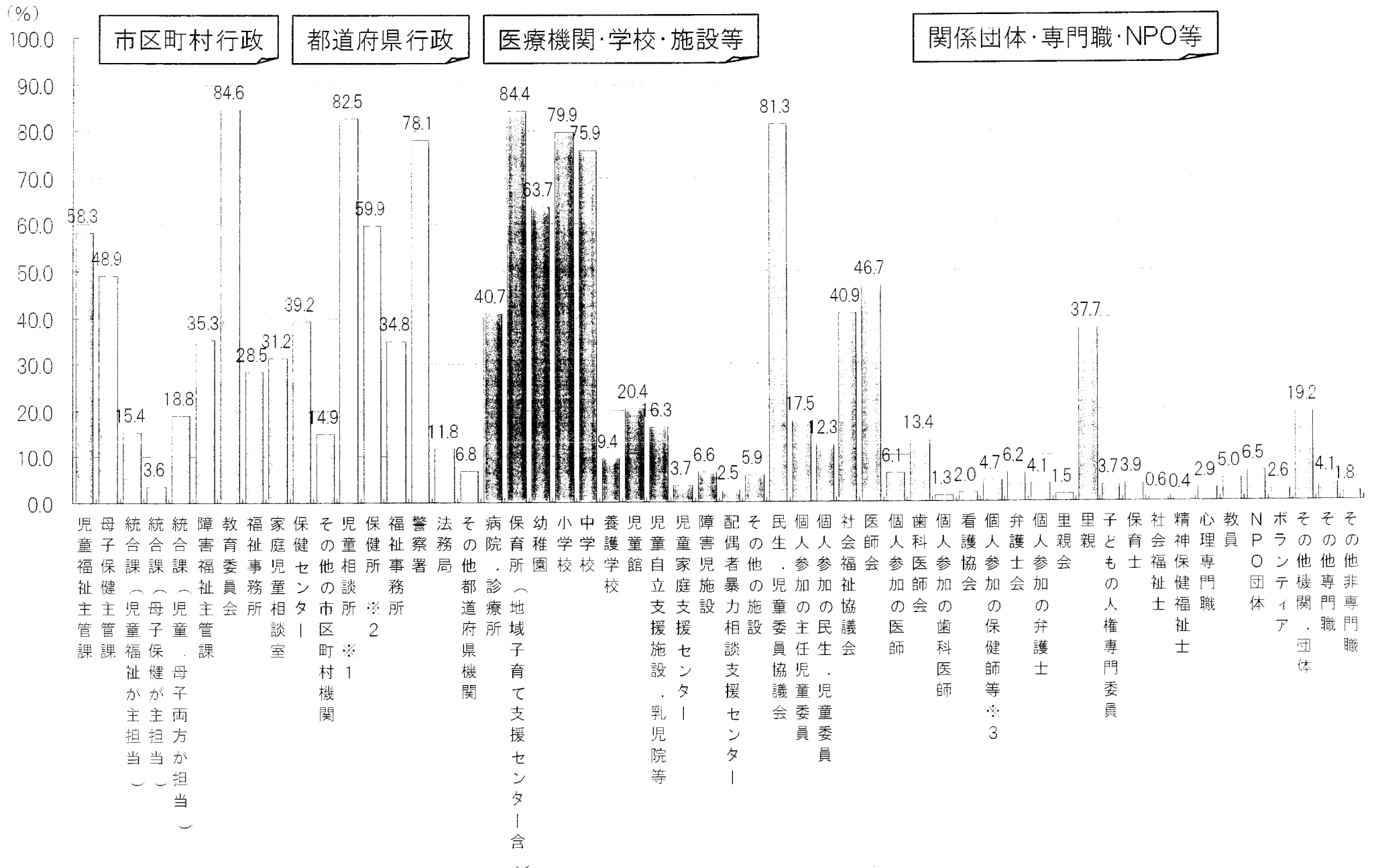


【協議会又はネットワークを構成する関係機関等の参加率】

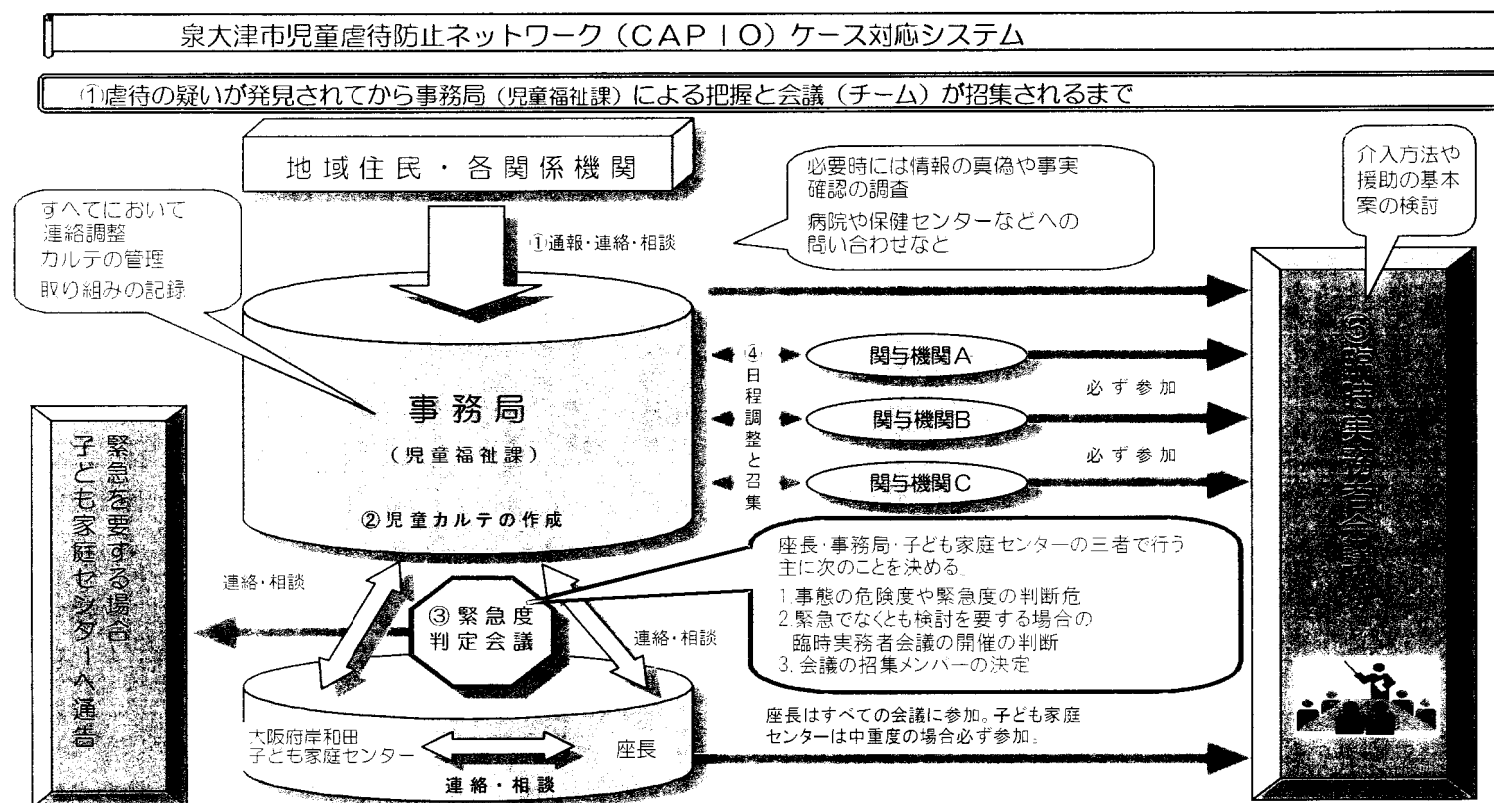


(注)※1. 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上。 ※2. 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上。 ※3. 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職をあわせたもの。

児童相談体制・虐待防止ネットワークの参考事例

【大阪府泉大津市児童虐待防止ネットワーク〔愛称「CAPIO」】（人口：78,130人〔18年4月1日現在〕）

- 平成11年7月に、周辺都市における児童虐待事例の急増を危惧した現場の関係者が中心となって設立。（平成17年10月1日付け要保護児童対策地域協議会として公示済み。）
- 市児童福祉課が事務局となり、虐待ケースの緊急度の判定を児童相談所とともに実施。
- ネットワークの効果として、①関係機関間の結びつきが強化され、日常の連絡の円滑化が図られるとともに、各機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力度が高まり、援助に対する評価や指示系統が明確化された、②「すべきこと」と「どこまですべきか」（役割分担）が明確なため、自分の活動に専念できるようになった、③CAPIOの名称が住民に浸透したことにより、通報・相談への抵抗感が少なくなった、などが挙げられる。



児童相談体制・虐待防止ネットワークの参考事例②

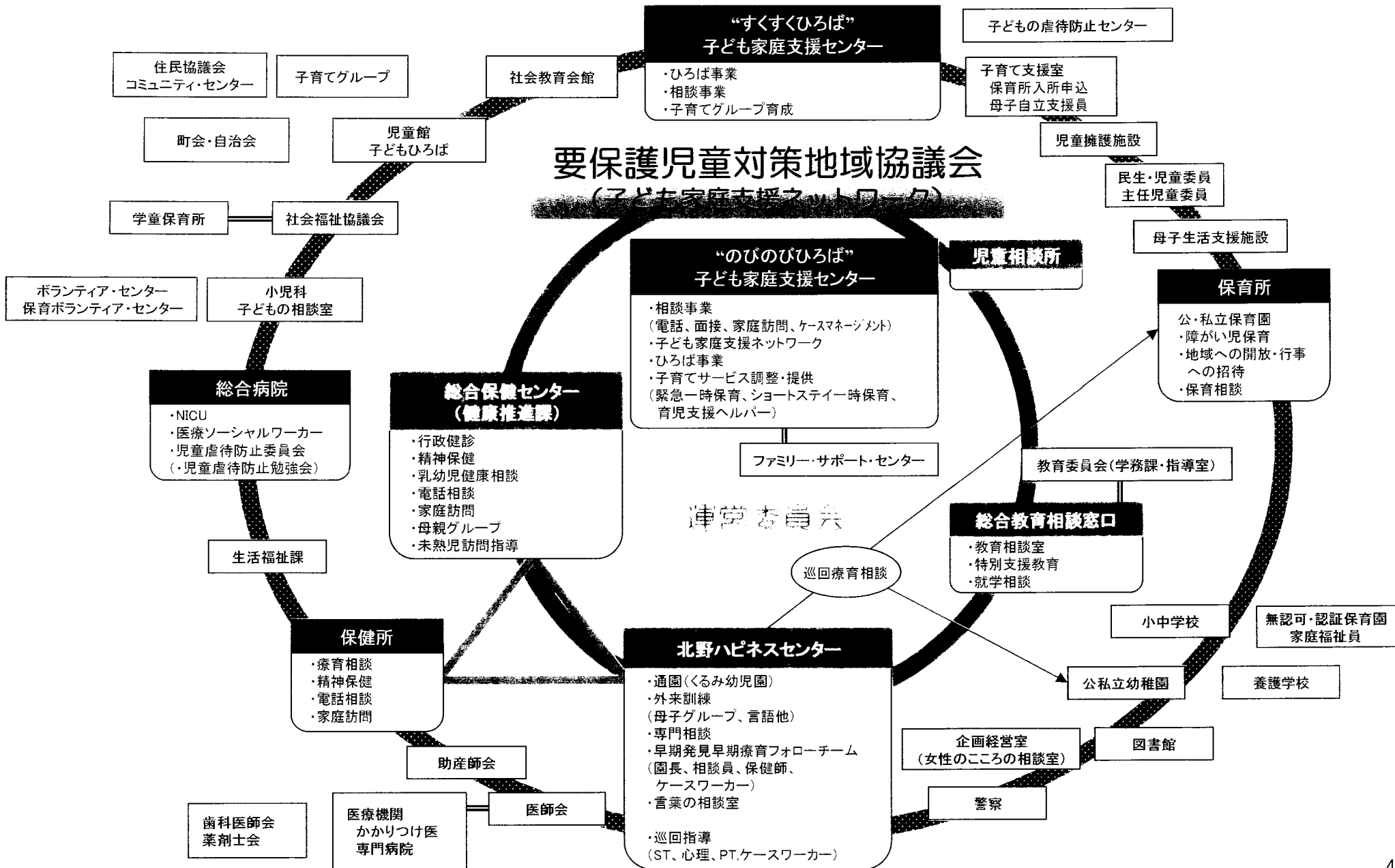
【東京都三鷹市における児童相談体制】（人口：171,718人〔18年6月1日現在〕）

- 相談窓口：子ども家庭支援センター
- 担当職員：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士(2名)、臨床心理士、社会福祉主事 計 7名
- 外部人材の活用：弁護士・心理職・医師より週に一度又は随時、専門的な助言
- 会議の開催状況：
 - ・受理会議～随時、市担当職員で開催
 - ・ケース検討会議～随時、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関の実務者で開催
- 夜間・休日等の対応：守衛等より相談担当職員へ連絡後、担当職員が対応

【三鷹市子ども家庭支援ネットワーク】（人口：171,718人〔18年6月1日現在〕）

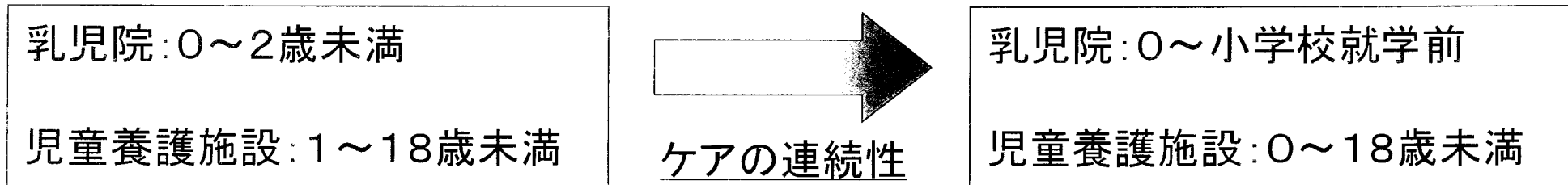
- 平成2年に、子育てに関する実務者の連携が必要という認識から、ネットワークの前身である子ども相談連絡会が発足。その後、東京都の単独事業である「子ども家庭支援センター」を平成9年に設置。
- 子ども家庭支援センターが中核機関となり、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、地域の援助機関やサービスをネットワークでつなぎ、市全体の子ども家庭支援システムの強化に取り組む。
- ネットワークの効果として、①迅速な対応、②総合的な状況把握により、問題を家庭全体で捉えた援助が可能になった、③関係機関相互の役割や機能が理解でき、関係機関の力量アップに寄与、④様々な機関が関わっても、支援センターにつなぐことで同じ対応が取れるようになった、などが挙げられる。
- 平成18年3月1日付けで、要保護児童対策地域協議会に移行。子ども家庭支援センターを調整機関とし、主要五機関による運営委員会を設置。

三鷹市における子ども家庭支援に関わる社会資源とネットワーク



(2) 児童福祉施設、里親等の見直し

① 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し



【乳児院に小学校就学前児童を入所させることのできる場合の具体例】

- ・ 児童に疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合
- ・ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組の成立が見込まれる場合
- ・ きょうだいで別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合

※ 児童や家庭環境の状況及び保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきもの

② 受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化

※ 当然ながら、懲戒に関する措置は、あくまでも児童の健全な育成のために認められるものであり、体罰や言葉による暴力、性的な嫌がらせなど、児童に大きな苦痛や屈辱感を与える等の行為は懲戒に関する措置として許されない。

③ 児童福祉施設及び児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付ける

④ 保護受託者制度の廃止(一定の要件の下に、里親が職業指導を実施)

※ 里親が行う職業指導は、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。児童の労働力の搾取を目的として行ってはならない。このため、

ア 都道府県知事が児童に対し職業指導を行うことが適当であると認め、かつ、当該児童の同意を得た場合に限り、里親は職業指導を行うことができる

イ 職業指導の対象となる児童は、義務教育を終了したものとする

ウ 職業指導の期間は、原則として1年以内とし、都道府県知事が必要と認め、かつ、当該児童が同意した場合には期間を更新できるものとする

⑤ 児童福祉施設最低基準の改正

○ 虐待等の禁止

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであるが、今般、その旨を児童福祉施設最低基準に明記(17年1月1日施行)。

○ 秘密保持義務

もとより、児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものであるが、今般、児童福祉施設の職員等の守秘義務として、

ア 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと

イ 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないことを明記(17年1月1日施行)

イの具体的な内容については、従業者との雇用時等に、児童福祉施設の従業者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を取り決めるとともに、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずることが考えられる。

○ 児童福祉施設職員の専門性の確保

- ア 児童福祉施設の職員は、各施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
- イ 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないことを明記(17年4月1日施行)

○ 自立支援計画の策定

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設長は、入所児童等に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所児童等に対する支援の計画を策定しなければならないことを規定

(17年4月1日施行)

なお、児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。

○ 苦情解決における第三者委員の設置

施設内虐待等を防止するためには施設運営の透明性の確保も重要な手段の一つであることから、障害児施設を含め措置施設を対象に、苦情解決の仕組みの例示として、現行の「受付窓口の設置」に加え「施設職員以外の者の関与」を追加し、第三者委員の設置を推進することとした(17年4月1日施行)。

(3) 保護を要する児童に関する司法関与の強化

① 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所等の措置の有期限化

趣旨及び概要

入所期間：
特段の制限なし

入所期間：
2年ごとに家庭裁判所の承認を受けて更新

- 人権保障の観点
- 保護者に対する指導を効果的な実施

- 保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる。
- 2年間に親子の再統合その他の児童が良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や、施設や里親に措置(委託)された児童の訪問面接等に努める。

② 保護者指導の実効性の確保の観点からの見直し

従来

ねばり強い説得

児童虐待防止法に基づく
都道府県知事による勧告

改正

家庭裁判所における保護者指導に
関する報告・意見の聴取

家庭裁判所による保護者指導措置を採るべき
旨の勧告

- ① 審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告や意見
- ② 審判の過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見

を求めることができる。

- 家庭裁判所は、施設入所等の措置を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うために、保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。
- 2年後の更新の審判に向けて、保護者が児童相談所による指導措置に従い、子どもとのかかわり方等を改善させるインセンティブが高まるものと期待。

家族再統合のための保護者支援の状況

※ 才村研究班が平成17年4月～11月末の取組みについて全国の児童相談所に対して行ったアンケート調査

① 家族再統合のための所内の体制

・専門チームはないが、児童心理司や医師が保護者への援助にあたっている	91か所(66.9%)
・児童福祉施設と共同で実施	88か所(64.7%)
・保健所・保健センターと共同で実施	24か所(17.6%)
・専門チームを持つ	13か所(9.6%)
・他機関・団体への委託	6か所(4.4%)
	4か所(2.9%)
	各3か所(2.2%)
・民間機関と共同で実施	1か所(0.7%)

{ 市町村その他の行政機関
 児童福祉施設
 民間機関・精神科 }

② 保護者支援の内容

〈ソーシャルワーク的な援助〉

・面接・家庭訪問	131か所(96.3%)
・家族の関係調整	89か所(65.4%)
・学校・病院等との連携	87か所(64.0%)
・保育所や在宅サービス利用にむけた準備	86か所(63.2%)
・地域とのサポートネットワークづくり	86か所(63.2%)
・生活基盤の準備	71か所(52.2%)

〈心理的援助、各種技法を用いた援助〉

・保護者へのカウンセリング	85か所(62.5%)
・各種技法を用いた援助	41か所(30.1%)

③プログラムの実施状況

- ・児童福祉施設に入所している児童7,582人の保護者に対し、「家族再統合に向けプログラムを実施している」ケース 338件(4.5%),276家族
- ・一時保護所も含むと児童9,170人の保護者に対し、同上 390件(4.3%),325家族

④対象となる保護者

- ・虐待の認知状況によりプログラムを実施するかどうかを判断している。

⑤保護者のプログラム受講状況

- 回答数262件のうち、
- ・積極的に受講 96件(36.6%)
 - ・子どもを家庭復帰させるためやむを得ず受講 83件(31.7%)

⑥保護者へのプログラム実施結果

- 回答数251件のうち、
- ・親子関係が改善し、プログラムを継続 84件(33.5%)
 - ・家庭復帰は困難だが、親子交流が可能 65件(25.9%)
 - ・家庭復帰 49件(19.5%)

<評価と課題>

①28条更新申立てについて

- ・28条更新は家族援助のきっかけづくりとしては有効。
- ・これまで後回しにされてきた保護者指導に児童相談所が着手しつつある。

②「家族再統合」の枠組み

- ・家族再統合の概念について関係者間で十分なコンセンサスが得られているとは言い難く、具体的な手法は手探り状態。

③地域における資源と児童相談所の役割

- ・地域の福祉・保健・医療機関、NPO等がそれぞれのメリットを生かしながら、取り組んでいくことが必要。
- ・サービス内容のパッケージ化を図り、各機関や団体のサービスの特性に応じて、何を活用するかケースマネジメントとコーディネート。

4. 今後の課題について

(1) 児童虐待等要保護事例の検証から抽出された課題

(2) 「今後の児童相談体制のあり方に関する研究会」報告の
ポイント

(3) 子ども・子育て応援プラン

(1) 児童虐待等要保護事例の検証から抽出された課題

- 社会保障審議会児童部会の下に専門委員会を設置。
- 児童虐待による死亡事例の総体的な分析や、児童虐待等の重大事案を取り上げて検証を行う。
- 平成17年4月30日に第1次報告、平成18年3月30日に第2次報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」を公表。
- 検証対象は、平成16年1月1日から同年12月末日までの53事例(58人死亡)

死亡事例の概要【53事例(58人)】

- ・死亡した子どもの年齢：0歳児が24人(41.4%)【うち、月齢4か月未満児16人(66.7%)】
4歳児未満45人(77.6%)
- ・虐待者の続柄：実母が31人(53.4%)、実父が13人(22.4%)
- ・死因に関連した状況：身体的虐待が49人(84.5%)、ネグレクトが7人(12.1%)
- ・相談機関の関与：「児童相談所が関わっていた事例」は17例(32.1%)、「関係機関が虐待やその疑いを認識していたが、児童相談所が関わっていなかった事例」は3例(5.7%)、「関係機関との接点(保育所入所、新生児訪問、乳幼児健診等)はあったが、家庭への支援の必要性はないと判断していた事例」は15例(28.3%)、「関係機関と全く接点を持ち得なかった事例」は18例(34.0%)